

発議第9号

市議会議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び松阪市議会会議規則第88条の規定により次のとおり議員を派遣するものとする。

平成28年10月20日 提出

松阪市議会議長 西村 友志

記

1 広報広聴委員会視察調査

- (1) 派遣議員 広報広聴委員会委員 9人  
沖 和 哉議員 (委員長)  
植 松 泰 之議員 (副委員長)  
楠 谷 さゆり議員 (委員)  
西 口 真 理議員 (委員)  
米 倉 芳 周議員 (委員)  
松 岡 恒 雄議員 (委員)  
永 作 邦 夫議員 (委員)  
久 松 倫 生議員 (委員)  
西 村 友 志議員 (委員)
- (2) 派遣目的 広報広聴委員会が松阪市議会の広報広聴機能を強化するために、先進地の視察調査を行う。
- (3) 派遣場所 東京都あきる野市  
東京都羽村市
- (4) 派遣期間 平成28年12月21日から22日までの2日間
- (5) 派遣費用 松阪市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例に定めた旅費を支給するものとする。